

2026年1月5日

お客様各位

岐阜商工信用組合

当座預金払戻請求書の新設および当座勘定規定の一部改正について

平素より岐阜商工信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、2026年3月末をもって、手形帳・小切手帳の発行を終了させていただくことを既に公表させていただいておりますが、本取組みに先立って当座預金からの払戻手段である小切手の代わりとして「当座預金払戻請求書」の取扱いを下記のとおり開始しますのでお知らせいたします。

また、本取扱いに伴いまして「当座勘定規定」の一部を下記のとおり改正させていただきますので、併せてお知らせいたします。

当組合では、手形・小切手に代わる決済方法として「ビジネスバンキング」による振込や「でんさいサービス」をご用意しておりますので、現在、手形・小切手をご利用中のお客様におかれましては、お早めに移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金払戻請求書の新設

小切手に代わる当座預金の払戻手段として「当座預金払戻請求書」を新設いたします。

取扱開始日	2026年2月2日（月）
仕様	「当座預金払戻請求書」と「お客様控え」を1組とした1冊50枚綴りの「当座預金払戻帳」です。
発行手数料	無料
お申込方法	お取引店の窓口へお申し付けください。
使用方法	<ul style="list-style-type: none">「当座預金払戻請求書」に必要事項（日付、口座番号、おなまえ、金額）をご記入のうえ、お届印を押印ください。払戻しされる場合は、「当座預金払戻請求書」と「お客様控え」を切り離さずに「当座預金払戻帳」をご提示ください。「当座預金払戻請求書」は、お取引店でのみ使用できます。「当座預金払戻請求書」の使用は口座名義人さまに限ります。また、第三者への交付、譲渡、貸与はできません。当組合所定の本人確認書類の提示等をお願いする場合があります。

2. 当座勘定規定の一部改正

(1) 改正日

2026年2月2日（月）

(2) 改正内容

【当座勘定規定】

※下線部が改正箇所

改正後	改正前
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または</u> <u>当組合所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座預金払戻帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>また、払戻しに際して、当組合所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u></p> <p><u>求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>(4)（新設）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙、<u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7) 略</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7) 略</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または</u><u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 略</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 略</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのため生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 略</p>

以上